

横福介第 47 号

令和 3 年（2021 年） 5 月 7 日

居宅介護支援事業者 様
介護サービス事業者 様

横須賀市福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に関する介護報酬 Q & A について（通知）

日頃から介護保険制度の円滑な運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

標記の件について、令和 3 年 4 月 5 日に厚生労働省老健局より介護保険最新情報 Vol. 963「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 20 報）」が発出されましたことに伴い、本市での取り扱いについて別紙のとおり Q & A としてとりまとめましたので、参考にしていただくようお願いいたします。

各事業者におかれましては、内容をご確認いただき、引き続き適切な対応をお願いいたします。

事務担当

横須賀市福祉部介護保険課給付係

電話 046-822-8253

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に関する介護報酬Q & A

令和3年5月7日現在

※ 対象は横須賀市に所在する事業所等に限ります。
 ※ 回答の内容は更新日現在のものです。今後、国の通知等により変更になる可能性があります。

| No. | サービス名 | 質問 | 回答 |
|-----|------------------|---|---|
| 1 | 訪問介護 居宅介護支援 | 新型コロナウイルスワクチン接種を医療機関以外の接種会場（例えば、体育館等）で行う場合でも、居宅要介護者が接種会場まで移動する手段として、訪問介護を利用することが可能である（令和3年4月5日新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第20報）Vol. 963令和3年4月5日参照）とされたが、会場内介助についても訪問介護で算定が可能か。 | 「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」（平成15年5月8日 老振発第0508001号・老老発第0508001号）の従前どおりの取扱いに準じた算定が可能である。なお、会場内介助の必要性が認められず、会場内介助の部分を自費で算定する場合は、通院等乗降介助部分（介護保険サービス）と会場内介助（自費）を明確に区分して算定することができる。 |
| 2 | 訪問介護 居宅介護支援 | 訪問介護における身体介護で、タクシー等公共交通機関を利用して行う外出介助の場合、新型コロナウイルスワクチン接種会場における会場内介助や会場内での待機時間における見守り等は身体介護として算定できるか。 | 必要性が認められるのであれば、会場内介助および会場内での待機時間における見守りは身体介護の所要時間として算定ができる。 |
| 3 | 訪問介護 居宅介護支援 | 通院等乗降介助で集団接種会場に行く場合、降車介助のあと接種会場内まで利用者を連れて行くと、会場が広いために通常よりも時間がかかってしまう。ただでさえ少ない搬送の事業所が回らなくなってしまうため、新型コロナウイルスワクチン予防接種の特例的対応はできないか。 | 通院等乗降介助で集団接種会場に行く場合は、降車介助のあと、利用者の状況等を確認のうえ、安全性を担保できるのであれば、接種会場内まで利用者を連れて行かなくても差し支えない。 |
| 4 | 居宅介護支援 | 第20報問6で「居宅サービス計画に係るサービス内容の記載の見直しが必要となるが、これらについては、サービス提供後に行っても差し支えない」とあるが、軽微な変更該当するか。 | 新型コロナウイルスワクチン接種以前にすでに通院等乗降介助が居宅サービス計画に位置づいている場合は、軽微な変更該当する。第3表等に行き先を追記すること。 |
| 5 | 居宅介護支援 | 普段は通院等乗降介助や外出介助を利用していないが、新型コロナウイルスワクチン接種のためだけにそれらサービスの利用をする場合、アセスメントからサービス担当者会議など一連の手続きが必要か。 | アセスメントを行い、サービスの必要性や利用方法が適切かどうかについて確認したうえで、軽微な変更として差し支えない。 |
| 6 | 特別給付 （搬送サービス） | 特別搬送の上限（月8回）まで利用している場合、新型コロナウイルスワクチン接種の際の外出のために回数の上限を超えて利用することはできるか。 | 新型コロナウイルスワクチン接種の際の外出で利用する場合のみ、回数上限を超えて利用することは可能。その場合、利用票には①ワクチン接種であること、②回数（何回目か）、③接種する医療機関名を明記すること。 |